

議案第 6 1 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(南あわじ市監査委員条例の一部改正)

第1条 南あわじ市監査委員条例(平成17年南あわじ市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年南あわじ市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

別表公共下水道の部八木榎列浄化センターの項処理区域の欄中「及び長田」を「、長田及び庄田」に改め、同表農業集落排水の部倭文浄化センターの項処理区域の欄中「、神道及び庄田」を「及び神道」に改める。

(南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年南あわじ市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例別表の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

南あわじ市監査委員条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第 1 条～第 5 条 略 （請求又は要求による監査） 第 6 条 法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第199条第 6 項及び第 7 項、法第235条の 2 第 2 項、法第242条第 1 項並びに<u>法第243条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。 2 略 第 7 条以下 略	第 1 条～第 5 条 略 （請求又は要求による監査） 第 6 条 法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第199条第 6 項及び第 7 項、法第235条の 2 第 2 項、法第242条第 1 項並びに<u>法第243条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。 2 略 第 7 条以下 略	

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行				改 正 案				備 考
第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)				第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)				
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。				第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。				
第7条・第8条 略 (会計事務の処理)				第7条・第8条 略 (会計事務の処理)				
第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 令 <u>第22条の4</u> に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限				第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 令 <u>第22条の3</u> に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限				
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
事業の別	終末処理場の名称	終末処理場の位置	処理区域	事業の別	終末処理場の名称	終末処理場の位置	処理区域	
公共	広田浄化センター～津井浄化センター 略			公共	広田浄化センター～津井浄化センター 略			
	八木榎列浄化セン	略	大榎列、上幡多、		八木榎列浄化セン	略	大榎列、上幡多、	

下 水 道	ター		山所、下幡多、 寺内、大久保、 入田、養宜中、 養宜上、鳥井、 立石、国分、新 庄、野原、徳野 及び <u>長田</u>	下 水 道	ター		山所、下幡多、 寺内、大久保、 入田、養宜中、 養宜上、鳥井、 立石、国分、新 庄、野原、徳野、 <u>長田及び庄田</u>
	市榎列浄化センター～灘浄化センター 略				市榎列浄化センター灘浄化センター 略		
農 業 集 落 排 水	倭文浄化センター	略	流、委文、高、 掃守、 <u>神道及び 庄田</u>	農 業 集 落 排 水	倭文浄化センター	略	流、委文、高、 掃守 <u>及び神道</u>
漁業集落排水 略				漁業集落排水 略			

南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任を免れる額） 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 市長 基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額 (2)～(4) 略	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任を免れる額） 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 市長 基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額 (2)～(4) 略	

